

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	入善町 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

入善町は、令和6年度物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県入善町長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	令和6年度物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	デフレ完全脱却のための総合経済対策による「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、以下の給付金の支給を行う。 ●令和六年度物価高騰対策給付金(第一号) 1. 低所得世帯への支給(10万円) 令和6年度新たに低所得世帯(住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯)となった世帯に対して、1世帯あたり10万円を支給する。 (事務内容) ①対象者の抽出 ②確認書の送付 ③給付金の支給 ④公金受取口座情報の情報連携による口座情報の確認 ⑤地方税関係情報の照会 2. 調整給付金および不足額給付の支給 定額減税によって減税しきれないと見込まれる者に対する調整給付金を支給するとともに、令和6年分の所得税が確定した後、令和5年と比較して所得に変動があるなどの一定の事情によって、調整給付額に不足があると判明した場合、不足額給付を支給する。 (事務内容) ①対象者の抽出 ②確認書の送付 ③給付金の支給 ④公金受取口座情報の情報連携による口座情報の確認 ⑤地方税関係情報の照会 ●令和六年度物価高騰対策給付金(第二号) 3. 低所得世帯への支給(3万円) 令和6年度住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円及び子ども1人当たり2万円を給付する。 (事務内容) ①対象者の抽出 ②確認書の送付 ③給付金の支給 ④公金受取口座情報の情報連携による口座情報の確認 ⑤地方税関係情報の照会
③システムの名称	令和6年度物価高騰対応重点支援給付金システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表(135の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38豪)第10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 実施しない (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八豪に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(160の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	保険福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2839
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政課デジタル推進係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2871
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う事を厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概 要	デフレ脱却のための総合経済対策により令和6 年度新たに低所得世帯(住民税非課税世帯・住 民税均等割のみ課税世帯)となった世帯に対 して、1世帯あたり10万円を支給するとともに、定 額減税によって減税しきれないと見込まれる者 に対する調整給付金を支給する。 (事務内容) 1 低所得世帯への支給 ①対象者の抽出 ②確認書の送付 ③給付金の支給 ④公金受取口座情報の情報連携による口座情 報の確認 2 調整給付金の支給 ①対象者の抽出 ②確認書の送付 ③給付金の支給 ④公金受取口座情報の情報連携による口座情 報の確認	デフレ脱却のための総合経済対策による 「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付 金」を活用し、以下の給付金の支給を行う。 ●令和六年度物価高騰対策給付金(第一号) 1. 低所得世帯への支給(10万円) 令和6年度新たに低所得世帯(住民税非課税 世帯・住民税均等割のみ課税世帯)となった世 帯に対して、1世帯あたり10万円を支給する。 (事務内容) ①対象者の抽出 ②確認書の送付 ③給付金の支給 ④公金受取口座情報の情報連携による口座情 報の確認 ⑤地方税関係情報の照会 2. 調整給付金および不足額給付の支給 定額減税によって減税しきれないと見込まれる 者に対する調整給付金を支給するとともに、令 和6年分の所得税が確定した後、令和5年と比 較して所得に変動があるなどの一定の事情に よって、調整給付額に不足があると判明した場 合、不足額給付を支給する。 (事務内容) ①対象者の抽出 ②確認書の送付 ③給付金の支給 ④公金受取口座情報の情報連携による口座情 報の確認 ⑤地方税関係情報の照会 ●令和六年度物価高騰対策給付金(第二号) 3. 低所得世帯への支給(3万円) 令和6年度住民税非課税世帯に対して、1世帯 あたり3万円及び子ども1人当たり2万円を給付 する。	事前	
令和7年1月10日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点	令和6年8月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点	令和6年8月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 8. 人手を介 在させる作業	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加。
令和7年1月10日	IV リスク対策 11. 最も優先 順位が高いと考えられる対策	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加。